

令和5年度上市町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、令和4年度における障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための方針を次のとおり策定する。

1 方針の適用範囲

この調達方針は、上市町の全ての執行機関(以下「町」という。)を対象とする。

2 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる法第2条第4項に規定する障害者就労施設等は、別紙に掲げるものとする。

3 調達額の目標

令和5年度における町の障害者就労施設からの物品等の調達額の目標は、100千円以上とする。

4 調達の推進方法

- (1) 町は、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び町が提供を希望する物品等について、情報を収集し、これらの情報をもとに、障害者就労施設等からの物品等の調達を優先する。
- (2) 町は、町以外の者と契約をする場合は、競争に参加する資格を定めるに当たって、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定に違反していないこと及び障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることについて措置を講ずるよう努める。

5 調達方針及び調達実績の公表

障害者就労施設等からの物品等の調達方針は、町ホームページにおいて公表する。

また、調達実績についても、年度終了後に、当該年度の実績を取りまとめ、町ホームページにおいて公表する。

6 調達方針に関する窓口

この調達方針に関する窓口は、福祉課社会福祉班とする。

別紙

障害者就労施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等で次に掲げるもの
 - (1) 就労継続支援 A 型・B 型事業所
 - (2) 就労移行支援事業所
 - (3) 生活介護事業所
 - (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - (5) 地域活動支援センター
 - (6) 小規模作業所
- 2 物品等の調達に関して障害者就労施設等にあっせん又は仲介業務を行う共同受注窓口
- 3 障害者を多数雇用している企業等で次に掲げるもの
 - (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく特例子会社
 - (2) 重度障害者多数雇用事業所
次に掲げる要件を満たす事業所
 - ア 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
 - (3) 在宅就業障害者
自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
 - (4) 在宅就業支援団体
在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体